

工事責任者の皆様へ

建設現場の日常巡視を強化しましょう！

しっかり**チェック**、しっかり**指導**、しっかり**改善**！

建設現場では、短期間に作業内容が変化し、日々刻々と現場の状況が変わり、それに伴い新たな危険・有害因子が発生します。皆様
が毎日実施する現場巡視は、法律で義務付けられたもので、現場
で新たに発生するリスクを発見するための重要なツールです。(関係
法令については裏面を参照ください。)



現場巡視が形骸化していませんか？(作業日報の巡視記録のチェック欄が毎日、全項目について「○」になっていませんか？)



現場では、毎日新たな危険・有害個所が発生しています。チェック項目に「×」がつくのは当然のことです。

巡視記録に「×」があることは決して悪いことではありません。重要なのはいかにリスク(×)を見つけて、それを改善するかです。



日常巡視で危険・有害因子が認められた場合は、巡視記録に問題点をチェック(×)し、改善を指導した上で、改善が確認できたらそれを記録に残しましょう。



ひと、くらし、
みらいのために

横浜南労働基準監督署

関係法令抜粋

労働安全衛生法

○第 30 条第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

労働安全衛生規則

○第 635 条（協議組織の設置及び運営）

特定元方事業者は、法第三十条第一項第一号の協議組織の設置及び運営については、次に定めるところによらなければならない。

一 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。

二 当該協議組織の会議を定期的に行うこと。

2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が設置する協議組織に参加しなければならない。

○第 636 条（作業間の連絡及び調整）

特定元方事業者は、法第三十条第一項第二号の作業間の連絡及び調整については、随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。

○第 637 条（作業場所の巡視）

特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。

2 関係請負人は、前項の規定により特定元方事業者が行なう巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

○第 638 条（教育に対する指導及び援助）

特定元方事業者は、法第三十条第一項第四号の教育に対する指導及び援助については、当該教育を行なう場所の提供、当該教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。